

現代日本の司法制度が抱える諸問題に関する一研究

A Study of Legal Issues in Contemporary Japan

植村 泰三
Taizo UEMURA

Abstract

In this thesis, I intend to reveal that there firmly exist serious legal issues in Japan. These issues mean, if I enumerate, some problems concerning the bar examination system, the law school system, and what is called the “in-house-lawyer” system.

Furthermore, nowadays in Japan, some legal trainees have much difficulty in gaining employment even after they finish their prescribed courses at the judicial trainee institution under control of the Supreme Court.

In about half a year, most Japanese people are supposed to participate in the jury obligations, that is to say, in the criminal courts with the professional judges even if they are reluctant.

I have tried to express some opinions about what we could do to solve the above-mentioned legal issues.

キーワード：司法試験、法科大学院、裁判官、検察官、弁護士

Key Words：bar examination, law school, judge, prosecutor, attorney-at-law

《はじめに》

法務省は9月11日に、法科大学院（ロースクール）修了者を対象とした2008年の新司法試験の結果を発表した。新司法試験の3回目に当たる今年は、74校の6261人が受験し、2065人が合格した。合格率は33%で前年の40%を下回り、2回連続して下がった。合格者がゼロの法科大学院も存在しており、「法曹の質の低下」と同時に存在意義そのものを問われる大学院も数校見受けられる。昨年は様々な不正行為を行う、まさにコンプライアンス（compliance）とリーガル・マインド（legal mind）が全く欠如した予備校を母体とした大学院も数校見受けられた。これら74校のうち合格実績を今後数年間に亘り出せない大学院は、確実に淘汰されていくはずである。

今回の新司法試験の合格者数上位校は、一位：東京大学、二位：中央大学、三位：慶応義塾大学、四位：早稲田大学、五位：京都大学、六位：明治大学、そして七位：一橋大学となっており、多くの合格者を出している上位の法科大学院は、旧司法試験時代とそれほど大差はないが、合格率で61%というダントツ一位の合格率を出せた一橋大学法科大学院の健闘は、特筆すべきであろう。一位の東京大学でさえ、合格率は55%なのである。一橋大学法科大学院の入学選抜方法の適切さから、入学後の質の高い教育内容がこのような数字に繋がっていると言い得る。

さて旧司法試験時代は合格率が2～3%（筆者の時代は更に低い1.8%という合格率）と極端に低く、合格者平均年齢も28歳前後というかなりの超難関試験であったため、青春の大半を司法試験に費やし、それでも合格できれば良いが、結局は不合格で一般の就職も大学院進学も逃してしまったという「泥沼状態」に陥ってしまう、多くの危険性を内包した国家試験であった。その当時、「司法試験は、“all or nothing examination”」などと揶揄されたものであるが、至言であったようにも思われる。大半の学生は、この「泥沼状態」を継続することはできないので、上級職（国家公務員試験第Ⅰ種）を受験し（むろん合格しなければならないが）、とりあえずどこかの省庁に就職するか、民間企業に就職するか、または大学院に進学するかなどの妥協的選択をしていったのである。

このような泥沼状態に陥る可能性が高い旧司法試験を改善するために創設されたのが、法科大学院経由で健全な合格率を出せる（はずであった）新司法試験であった。当初の法科大学院構想では平均合格率は70%～80%を目途としたが、実際は相当この数字をはるかに下回っている。

更に深刻な問題は、新司法試験制度の下2007度は司法研修所修了者が約1000人のうち71人が司法修習試験考（いわゆる2回試験）に不合格となり、また100人近くが希望の就職を果たしていないことである。旧司法試験による司法研修所の修了者は、現在の半分の約500人であって、裁判官、検察官、及び弁護士にそれぞれ収まり、2回試験不合格者はごく稀であった。このまま放置しておく、2010年には司法研修所の修了者は約3000人と膨れ上がり、大変な事態になることは容易に予測できる。これらの一連の諸問題に関しては、後に各論的に詳細に論ずるつもりである。

さて我々日本国民の大半にとって最も深刻な問題は、2009年5月から始まる「裁判員制度」である。一部の職業上免除されることが決まっている人々を除けば、いつ我が身に降りかかってきても、おかしくないのである。東京都の一部では、裁判員に抽選候補となる人々の名簿がすでに出来上がっているようである。「国民の司法参加」という大義名分で始まる裁判員制度であるが、裁判員が関わるのは刑事事件のみで、「有罪か無罪か」だけを判断すればよく、「量刑部分」には踏み込まない予定であったが、実際は「量刑部分」の判断もしなければならないこととなった。

このように日本における現代司法の抱える問題には、深刻な問題が山積されている。この

小論において、以下で個別的問題について考察を加えていくことにする。

I 《法科大学院と新司法試験について》

「弁護士ゼロ地域の解消」、「裁判官及び検察官の恒常的不足による裁判の遅延化の解消」、また「旧司法試験があまりにも難関過ぎることによって、健全な学生の司法志向離れが進んでしまったこと」を鑑みて、法務省、文部科学省、そして日本弁護士連合会（以下日弁連と略記する）が相当の年月にわたり、喧々諤々の論争を経て生まれたいわば妥協の産物が、法科大学院とセットになった新司法試験である。当初はバラ色の未来展望を予想していたが、現実とは余りにも落差が激しく、実情はかなり深刻である。以下に個別的問題を検討していきたい。

〔法科大学院の抱える問題〕

法科大学院の抱えている第一の問題は、学費の問題である。国立大学（独立行政法人）の場合、3年間で入学金及び授業料を合計して約270万円程度、一方私立大学は大学によりかなり格差があるが、3年間で380万円程度となろう。社会人入学者にとっては、かなりの負担のように思われる。奨学金制度や学費減免制度も存在はしているが、十分とは言えない。3年間という長い時間と多額のコストを投資して、結局不合格というのでは割に合わない資本投下であろう。合格率が33%であり、5年以内に受験回数が3回までという制限下の現状では、かなりの覚悟が要る選択である。

第二の問題は、法科大学院に入学するためには、基本的には法学部出身者が有利であるという事実が存在していることである。例えば今年新司法試験合格率トップであった一橋大学法科大学院の2008年度合格者の内訳を見ると、法学部出身者が81%そして非法学部出身者が19%となっている。また合格者の出身学部大学は、一橋大学20名、慶応義塾大学12名、早稲田大学9名、東京大学及び中央大学各8名となっており、合格者の出身大学にもかなり集中化が見られる。このように法学部出身者に合格者が偏る傾向と合格者の出身大学が偏る傾向は、新司法試験合格者ベスト10のすべての法科大学院に共通の傾向である。「開かれた法科大学院」また「様々な背景を有する人材を収容・育成する法科大学院」という当初の理念とは、現実はほど遠いものである。

第三の問題は、各法科大学院が新司法試験の出題試験科目を意識しているため、外国法や英語教育に力を注いでいないことである。新司法試験の出題科目が、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び選択科目一科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際公法、国際私法から一科目を選択）となっているため、仕方が無い面もあろう。しかし現場の専門家からは、以下のような指摘も存在している。

日本の弁護士が遅れているのは基本的に外国法の理解が乏しく、英語ができない点です。外国企業との交渉となると、日本の弁護士の交渉力はお粗末です。たまに英語ができる弁

護士がいると、引っ張りだこになる。海外との接点が増えているのに、多くの日本の弁護士は日本語による日本法しか勉強していないのが現状です。では米国のロースクール生は何を学んでいるか。単なる州の司法試験の勉強だけではなく、弁護士になってからの自分の資質を高めるために役立つ外国法の知識や国際問題などを学んでいる。米国人でも日本法やドイツ法を勉強しているロースクール生がいるわけです。ところが今の日本の法科大学院は歪んでいて、司法試験に通るために血眼になっている。⁽¹⁾

この指摘は相当真実に近く、それ故に大手法律事務所に就職する企業弁護士（ビジネス・ローヤー）は、ほぼ例外なくアメリカのロースクールに留学するのである。ただしこの指摘の流れは、上述の種類の弁護士に当てはまる論理であり、5人以下の規模で構成する弁護士事務所に勤務する（または一人で事務所を運営している）いわゆる「マチ弁」に当てはまるかどうかは、いささか疑問の余地が残るところでもある。何故ならば、大手法律事務所に就職できる企業弁護士は、司法研修所を修了した司法修習生のトップの一握りであるためである。

第四の問題は、74校の法科大学院のうち合格率が20%を下回る大学が多々見受けられ、また法曹人口の将来の増加に伴って「法曹の質の低下」を指摘する意見も多く、文部科学省や法務省からも、法科大学院の再編統合論も出てきている。さらに強硬な姿勢を示しているのは、言うまでも無く日弁連である。もしこのような増員ペースを維持し続けるならば、法科大学院のレベルダウンは確実に加速し、その後の受け入れ機関である司法研修所の研修生のレベルダウンも、連動的に生じてしまう。新司法試験合格率が20%を3年連続で下回る法科大学院は、強制的に淘汰していく方針を、真剣に考慮する必要があるかもしれない。

〔新司法試験予備試験制度〕

2010年をもって、旧司法試験は完全に打ち切りとなる。この政策は、法科大学院修了という決められたコースを経なければ、法曹三者にはなれないというシステムであり、法曹人がかなり画一的になっていくことを意味する。旧司法試験時代には、合格率が2～3%という「駱駝が針の穴を通る」程の超難関試験であったため、合格した司法修習生の性格に歪みに近いものが見受けられたことは、なるほど本当であったのかもしれない。この難題を改善しようとするのが、新司法試験の眼目の一つであることにはまず異論はあるまい。

しかし同時に、「人生の途中からのリターンマッチ」また「負け続きの人生で、一発ホームランを引っ掛けて逆転してやろう」といった一念発起をしようと心に決め挑戦し、そして不断の努力をして、法曹の栄光を勝ち取ろうというロマンは残念ながら消えつつあるように思われる。実際に筆者の大学時代の友人でも、学校の夜警のアルバイトをしながら司法試験に再度挑戦して、ついに栄冠を勝ち取った者、銀行に勤めながらコツコツと勉強に励み、合格を果たした者なども身近に存在していたのである。

数年前テレビで、『ビギナー』というドラマを放映していたが、それなりの視聴率も確保でき

たようであった。なかなか面白いドラマであった。筆者自身もわざわざDVDを買い、のめり込んだ番組であった。このドラマの舞台は旧司法研修所である。

登場人物の研修生には様々な背景を有する人間がいて、☆東大法学部卒で元財務省出身のエリート（実は彼は接待スキャンダルで財務省を失脚したが、在学中に箔付け記念受験として司法試験にも合格していたので、司法研修所に渋々やって来た男）、☆在学中に現役で司法試験に合格した元女子大生（父親は裁判官で、兄たちも法曹関係という環境で育ったやや生意気な元女子大生）、★元ヤンキーで高校を中退したが、父親の死で一念発起して5年間かけて司法試験に合格した若者、★農家出身で6人兄弟の末っ子であり、いわゆる「万年司法浪人」で苦節18年目にして合格した苦勞人、★大手総務部長でリストラ寸前であったが、法学部出身であったことから一人娘に薦められて司法試験に合格した、同期では最年長者の男性。★かつて極道の内縁の妻であったが、組織から抜け出し、まったく独学で司法試験に合格した女性。実在のモデルは、大平光代氏である。彼女の自伝である『だから、あなたも生きぬいて』（講談社文庫）は、我々に大きな勇気を与えてくれる。

このドラマの極端な描写面は否めないが、旧司法試験を経て入所して来る司法研修生には、それなりの数のいわゆる「野武士」が存在していたことも事実である。このような「野武士」にも法曹になるチャンスを賦与できるのが、「法科大学院を経なくとも、合格さえすれば、直接司法修習生となることができる」新司法試験予備試験制度なのである。多くの社会経験を積み、また紆余曲折の人生を経験した人々に、法曹になるバイパス・コースをしっかりと確保しておくべきである。

II 《弁護士の階層化・格差問題》

前述のように、司法研修所終了後の就職が年々難しくなっている。裁判所や検察庁はそれぞれ100人程度の定員枠が設定されていて、しかも司法研修所時代の成績がかなり上位に入っていないと、任官はできないようである。特に裁判官は成績が優秀であることのみならず、過去の思想的行動面も勘案されているようである。

さて修習生の8割近くが就職していくはずの弁護士業界は今や、大変な事態となっている。完全に「三極化構造」が定着しつつある。

第一の極は、大手企業と提携があり、海外企業との渉外に優れた能力のある大手法律事務所である。いわゆるビジネス法律事務所である大手法律事務所（例えば、長島・大野・常松法律事務所、森・濱田・松本法律事務所、西村ときわ法律事務所などのいわゆる「メガ・ローファーム」である）に就職できるのは、裁判官同様ほんの一部の修習生である。これらの法律事務所では、200人以上の勤務弁護士を抱え、従業員だけでも500人を超える。ただしこの種の大手法律事務所の一部では、外資系証券会社のように実力主義で、勤務弁護士の定着率は悪く、「どんどん辞めてどんどん採用していく」実態が存在しているようである。

第二番目の極は、都心によくある5人から10人の弁護士を擁する中堅どころの法律事務所

である。このタイプの法律事務所が、一番経営が苦しいと言われている。

第三の極は、通称「マチ弁」と呼ばれていて、離婚訴訟や交通事故の示談を主に扱う一人弁護士事務所である。

更に最近では、法律事務所の軒先を借りる「ノキ弁」、また軒先さえ借りられなく、日本弁護士連合会と単位弁護士会の両者に年間支払う約60万円の会費を、やっと工面している自宅で待機している「タク弁」まで生まれてきている。

日弁連の調べでは、2010年に司法修習生を終える弁護士志望者は約2200人であり、このうち約400人が法律事務所に就職できない見通しであるという。大変な時代が到来したものである。⁽²⁾ また所得面での弁護士間の格差は、ますます拡大している。年収5000万円以上のプレーヤーも7%程度存在しているし、1000万円以下のプレーヤーも30%程度存在している。⁽³⁾

つい先ごろまで、『モンスター・ペアレント』というテレビ・ドラマを放映していたが、なかなか面白く最終回まで見切ってしまった。この番組の主要テーマは今流行の「モンスター・ペアレント」なのであるが、今後我々大学教員も小・中・高の教員同様、この種の保護者と直に接していかなければならなくなるであろう。個人的には、大変参考になった次第である。

しかしこの番組には、もうひとつの重要な隠されたサブ・テーマが存在しているように思われる。このドラマの主人公は、毎回入れ替わり立ち代わる様々なタイプのモンスター・ペアレントと彼らを相手にする女性弁護士なのである。この弁護士は典型的な「勝ち組」エリートビジネス・ローヤーなのであるが、ふとしたことから（彼女の法律事務所のボス弁の思いつきの依頼で）教育委員会に関わることになったのである。最初は何故自分が教育委員会の依頼で公立の小学校に赴き、理解力の乏しいまた論理的思考に欠如した馬鹿な親たちを相手にしなければならないことに苛立ちを隠せなく、「資本主義社会では能力の高い人間が評価されて当然であり、私の弁護士としての能力は時給7万円に相当するのよ！」と豪語し、教育委員会の職員と小学校教員たちに嫌気がさすのであった。しかし、モンスター・ペアレントが引き起こす様々な問題を対処しているうちに、ビジネス社会とはまったく価値観の違う教育現場に少しずつ理解を示していくのである。そして最終回では、時給僅か6000円の教育委員会の専任弁護士となるという筋書きなのである。

このドラマはある意味で荒唐無稽のストーリー展開であるが、前述の弁護士就職受難時代においては、今後は全くあり得ない話ではないのである。「インハウス・ローヤー」は、今後確実に増加してくるはずである。

Ⅲ 《インハウス・ローヤーの現在と将来》

「インハウス・ローヤー」とは、弁護士事務所に就職せず、一般企業に社員として就職したり、もしくは地方公共団体などに就職した弁護士を意味する。2007年12月現在で、企業内弁護士は約240名、そして行政内弁護士は約70名である。インハウス・ローヤーに対する考え方は、時代とともに変化しつつある。弁護士の西田章氏はこの問題について、以下のようにコメント

をしている。

「インハウス・ローヤーに対する差別意識」はやはり少なからず存在してきた。・・・今は、企業法務を担う法律事務所においては、「法律事務所においてパートナーに昇進する」ことが新人弁護士の目標となっている。そして、過去にインハウスに転じた先輩弁護士の名前を挙げて、「あの先生はパートナーになれなかったから、インハウスに転向した」と囁き合う。・・・しかし日本における「インハウス・ローヤーに対する差別意識」も、徐々に解消の方法に向かっていく。それはひとえに「実際に、日本でもインハウス・ローヤーが活躍し始めてきた」という実績に基づくものだ。一方では、インハウス・ローヤーとして、社内で頼られる弁護士があらわれ、マネージメントにも登用される例が出てきた。⁽⁴⁾

このようにインハウス・ローヤーに対する意識は、徐々にではあるが変化しつつあるし、また変化せざるを得ない状況になりつつある。筆者の知己のある企業人が、「我が社では、インハウス・ローヤーには大手弁護士事務所のように個室を与えていない。おそらく彼は内心では、相当の不満があるに違いないな。またうちでは、インハウス・ローヤーとして就職した弁護士社員を“～先生”とは呼ばないことにしている。他の社員との折り合いには、大変気を配っている・・・」と心の内を語ってくれたことがあった。なるほど、まだまだ問題山積のようである。

インハウス・ローヤーが直面すると思われる深刻な問題は、企業利益の追求と弁護士としてのコンプライアンス（法令遵守）の狭間に立たされた時に生ずるであろうと、筆者は考えている。例えば、あるインハウス・ローヤーが企業の法務部長として案件の決定を迫られたとき、弁護士としてのコンプライアンスを優先するか、もしくは企業人としての立場のどちらを優先するかである。インハウス・ローヤーの問題は、日本社会が早晩取り組まなければならない深刻な問題の一つであろう。

IV 《裁判官について》

☆憲法76条第三項では、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」→裁判官の独立

☆憲法78条では、「裁判官は裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免できない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことができない。」→裁判官の身分保障

日本国憲法は第六章の司法の部分で、司法権の独立と共に、裁判官に対する手厚い保護を明記しかつ保障している。戦前のような行政権の司法権への介入を、完全に払拭するためには、公正な判決を下す裁判官を確実に守る必要があるからである。

裁判官に任官するためには、①司法研修所時代の成績が良いこと、②なるべく年齢が若いこと、③過去に不穏当な行動歴が無いこと、④バランス感覚が取れていることなどが、求められているようである。現在大手法律事務所の一つである「アンダーソン・毛利・ラヴィノウィツ法律事務所」で渉外弁護士として活躍中の松本直樹氏は、同氏の司法研修所時代を回想して以下のように述べておられる。

研修所では、裁判官、検察官、弁護士のいずれになることも自由に選択できるようになっているわけですが、検察官はともかく、裁判官というと誰でもなれるという雰囲気はありません。まあ、この雑誌の読者の場合、東大・若手の修習生として、裁判官に強力に勧誘されることは間違いない方ばかりだと思いますが・・・そうした中で、誰が何になるのか、なるべきなのか、自ずと各人にもまた同期生にもわかってきます。やはり裁判官になるのは、真面目でよく勉強していてしかも常識があって、彼（彼女）の判断ならもっともであると思わせるような人でなくては、ということです・・・東大の若手合格者は、研修所の平均に比べて裁判官になる率が高いわけですが、ここ3～4年は裁判官でなければ渉外弁護士、という位になっている感さえあります。⁽⁵⁾

裁判官は、心身ともに屈強でないと務まらない激務である。東京地裁の裁判官は、一人約250件の訴訟を抱えていると言われていた。裁判官は任官すると、判事補を10年勤めその後、判事になるわけである。そして判事補時代また判事時代も、原則として3年に一度の転勤があるが、家族の問題を考慮した際には、大変な負担となるであろう。

裁判官と検察官は、公務員としては最高水準の給与体系に組み込まれてはいる。しかし、「人を裁き、その人の残りの人生を左右する重大な仕事」をする裁判官という職業は、使命感が無ければ遂行することが到底できない崇高な仕事である。

V 《検察官について》

「秋霜烈日」という言葉がある。秋の冷たい霜と夏の烈しい日光のことを表し、転じて権威・刑罰などが非常に厳しいことを意味している。検察官のバッジは、この秋霜烈日の形状をしている。学生時代（学部時代）に、刑事訴訟法の講義を、現職の検察官から教えていただいたことがある。土曜日の午後の授業ではあったが、教室は満杯でそこには熱気と緊張感が溢れていた。彼の発する凄みとオーラに、我々学生は圧倒されたのかもしれない。

巷では「検事」という用語が通例使用されているが、この言葉は正式には検察官の職階の一つにすぎない。すなわち上から、検事総長、次長検事、検事長、検事、そして副検事という階級から成り、これらの階級のすべての集合体が「検察官」なのである。

同じ国家公務員であるが、裁判官と検察官の最大の違いは、裁判官が憲法76条で保障されている「良心に従い独立して職権を行うことができ、憲法と法律にしか拘束されない」という完

全独立性を有していること、すなわち上司の裁判官といえども当該裁判官の審議及び判断には干渉できないのに対し、検察官は検察権の行使については、上級検察官の指揮監督に服するという「検察官一体の原則」に拘束されていることである。

また法務大臣が指揮権を発動すれば、捜査中の事件でも中止しなければならない。戦後間もない「造船疑獄事件」において、その当時の法務大臣の指揮権発動は有名な例であった。対照的に裁判官の場合は、「平賀書簡事件」（1969年）（＝長沼事件の第一審で、平賀札幌地方裁判長が担当裁判官に、違憲判決を避けるよう示唆した書簡を送った事件。平賀裁判官は嚴重注意を受け、後に転勤となった）で見られるように、「一体の原則や指揮権発動」は存在していない。

さてこの拙稿では、最近の検察官を取り巻く問題として、また今後検察官が取り組んでいかなければならない問題を取り上げておきたい。それは「冤罪事件の防止」という問題である。戦後間もない頃の最大の冤罪事件は、松川事件（1949年）であろうし、最近では富山県連続婦女暴行冤罪事件（2002年）や鹿児島県志布志冤罪事件（2003年）などを挙げることができるであろう。刑事事件の場合、警察での取り調べの後、当該県警警察が事件性があり有罪であろうと判断した場合に、検察庁に送致し検察官の再度の取調べとなる。そして担当検察官が起訴した場合、裁判での有罪率は99.9%という驚異的な数字である。すなわち一度起訴されたならば、裁判で無罪を勝ち取ることはほぼ不可能である。

検察官も相当の確信があるからこそ、起訴に踏み切っているはずである。但し冤罪事件防止のために、各方面から提起されている問題について触れておくことにする。第一の問題は、「警察→検察」の申し送りの際に、検察官が警察の調書内容を鵜呑みにするのでなく、入念に再度取調べを行うことである。第二の問題は、警察での取調べの際の「可視化」をどの程度まで行うか、またどの時点で始めるかという問題である。第三の問題は、弁護士の被疑者への接見をより早い段階で認可することである。そして第四の問題は、いわゆる「国策捜査」が本当に存在しているかどうかを、厳密に検討することである。

また検察官の様々な待遇問題についても、裁判官の場合と同様に優秀な人材確保のために、真剣に検討していかなければならないであろう。世間の多くの人々は、警察官と検察官の違いが理解できていないようである。この点において、木村拓哉氏主演のドラマ『HERO』が果たした貢献度は大きいように思われる。（ただし、あのようなラフな服装が許される検察官は、実際には存在していない）身近なメディア、とりわけドラマからの理解は、効果的な啓蒙手段であるように思う。

VI 《裁判員制度について》

裁判員制度が、2009年5月からいよいよ始まることになる。裁判員制度とは、一定の刑事裁判において、国民から事件ごとに選ばれた裁判員が裁判官と共に審理に参加する司法・裁判制度である。裁判は原則として、裁判員6名と裁判官3名の合議体で行い、有罪か無罪かのみな

らず、量刑部分も判定することになる。アメリカの陪審制度は有罪か無罪かのみ判定すれば済み、量刑に関してはあくまでも職業裁判官が行うのである。

裁判員制度はそもそも、「司法制度改革」の一環として導入された。国民が刑事裁判に参加することにより（民事裁判には参加しない）、裁判に市民感覚を取り入れ、また国民が直接司法に参加することによって、司法制度への国民の信頼を高めようという意図である。

議院内閣制を採用している日本では、立法部と行政部に対しては、選挙という直接手段で民意を反映しているが、司法部に対しては最高裁判所裁判官の国民審査（憲法79条第2項）のみで反映している。しかしこの制度は、実際は形骸化している。このように考えてみれば、裁判員制度は市民の司法参加という視点からは合理的に思われるかもしれないが、同時に多くの問題を抱えている。

第一の問題は、国民の8割以上が裁判員に「なりたくない・できればなりたくない」という結果が世論調査によって出ていることである。参加したくない理由は多岐に亘っているが、主権者たる国民があまり望んでいないという事実を、政府、法務省、そして日弁連は厳粛に受け止めなければならない。

第二の問題は、量刑部分に踏み込んだことである。当初の案では、有罪か無罪かのみを決定すればよかつたはずなのであるが、量刑についても、裁判員が判断しなければならないようになってしまった。このため裁判員は相当数の過去の判例を検討しなければならず、かなりの負担が予想されるのである。

第三の問題は、裁判員制度の促進が「経済界」から出てきたことである。なるほど世界の先進国の大半では、裁判員か陪審制度またはその折衷制度が導入されている。経団連あたりは相当熱心なようだが、圧力団体が司法制度のあり方に強く関与することは、如何なものかと疑問が残る。グローバル・スタンダードに経済政策を合わせることは賛成であるが、司法制度も合わせる必要が果たしてあるのだろうか。

この制度が施行されるまで、すでに8ヶ月を切った。来年の5月に国民が混乱しないように、万全の策を望む次第である。

《終わりに》

以上徒然なるままに、現代日本の司法制度の抱える問題について論じてみた。日本は現在様々な点で、危機に立ち、また転換期を迎えている。すべての職業がハードな内容と実績を要求され、また格差が拡大している。そして「総合力」と「連携力」を有機的に活用できている組織体は、生き残っていくことができるであろう。この拙稿の文脈で例を挙げるとすれば、ある弁護士事務所が、周辺専門職である司法書士、税理士、不動産鑑定士などといかに連携プレーをこなしていけるかが、また有能な「パラ・リーガル（paralegal）＝法務に精通した事務職員」をどのくらい有しているかが、重要なメルクマールとなるであろう。

例えば我々が不動産を購入した際に、トラブルが生じた物件は弁護士に依頼するであろう

し、不動産購入後の登記は司法書士に依頼するし、そして不動産の長期的財政運用戦略については税理士に任せることになるであろう。

「総合力」と「連携力」は、現代日本社会のあらゆる職業において、生き残りのためのキーワードなのである。

【註】

- (1) 福井秀夫 「法の運用には、『法と経済学』が基本中の基本」『ジュディシャル・ワールド』所収 LEADERS NOTE社 2008年 10頁
- (2) 芦崎治 「法曹界で今何が起きているのか？」 同上書 所収 4～5頁
- (3) 『週刊ダイヤモンド』2008年9月13日号 ダイヤモンド社 34～35頁
- (4) 西田章 『弁護士の就職と転職』 商事法務社 2007年 119頁
- (5) 松本直樹 「司法研修所の話」 松本直樹ホームページ 所収